

政府案のさらなる改悪に反対し、

## 労働者派遣法を早期に抜本改正することを求める声明

民主党は、政府が昨年4月6日に国会に提出した労働者派遣法改正案について、11月15日までに、自民党、公明党と、「製造業派遣・登録型派遣の原則禁止条項を削除する」、「日雇い派遣禁止は2か月以内から1か月以内に緩和し、例外を政令で追加する」、「違法派遣があった場合のみなし雇用制度の施行は3年後に延期する」などと大幅修正することで合意したと報道されている。

しかし、「製造業派遣の原則禁止条項を削除する」との修正は、2008年秋のリーマンショックの際の、製造業における大量の派遣切り（＝派遣労働者が派遣先による労働者派遣契約の中途解約に連動して派遣元により解雇されること）を2度と繰り返してはならないとの反省を無にするものである。また、「登録型派遣の原則禁止条項を削除する」との修正は、派遣先のみならず派遣元も雇用責任を果たさない究極の不安定雇用である登録型派遣を存続させることであり、とうてい許されない。「日雇い派遣禁止は2か月以内から1か月以内に緩和し、例外を政令で追加する」との修正は、不安定雇用の最たるものである超短期派遣を存続させ、派遣労働者の明日の生活設計もたてられない窮状を放置するものである。「違法派遣があった場合のみなし雇用制度の施行は3年後に延期する」との修正は、派遣先企業の偽装請負や派遣期間制限違反の違法行為を容認し、野放しにするものである。

民主党は、2009年8月の総選挙のマニフェストで、「製造業派遣を原則禁止する。専門業務以外の派遣労働者は常用雇用とする。2か月以下の労働者派遣は禁止する。派遣労働者と派遣先労働者の均等待遇原則を確立する。派遣期間制限違反などの違法派遣の場合の『直接雇用のみなし制度』を創設する。」などを公約し、政権の座についたものである。今回の自民党、公明党との3党合意は、この選挙公約を根底から裏切るものである。

自由法曹団は、政府案のさらなる改悪に反対し、「製造業派遣・登録型派遣の全面禁止」、「違法派遣の場合の派遣先による無期契約での直接雇用」、「派遣労働者の派遣先の正社員との均等待遇」などの労働者派遣法の抜本改正を早急に実現することを強く要求するものである。

2011年11月22日

自由法曹団  
団長 篠原義仁